



2018年7月12日

各 位

会社名 株式会社 オオバ  
代表者名 代表取締役社長執行役員 (CEO) 辻本 茂  
(コード: 9765 東証第1部)  
問合せ先 常務取締役執行役員企画本部長 (CFO) 西垣 淳  
(TEL. 03-3460-0111)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年7月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2018年8月28日開催予定の第84回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

2017年12月14日付の「本社・東京支店の移転に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社は、1969年より東京都目黒区に事務所を構え営業を行ってまいりましたが、ビルの老朽化が従来からの課題となっており、当社の事業継続計画(BCP)の一環として、また取引先へのアクセス向上及び業務効率の向上を目的として、事務所を売却し(2017年9月29日売買契約締結)、本店を移転することといたしました。

今般の定款の一部変更は、かかる本店移転に伴い、定款の本店所在地を東京都目黒区から東京都千代田区に変更するものであります。なお、本変更については、2018年11月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設け、さらに当該附則は本店移転の効力発生日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都目黒区に置く。 (新設)	(本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。 <u>附則</u> <u>第3条(本店の所在地)の変更は、平成30年11月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は当該本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2018年8月28日  
定款変更の効力発生日 2018年11月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日

以上